

Title	「相良家文書」の足利尊氏袖判文書
Sub Title	Sodehan-monjoes of Ashikaga Takauji in Sagara Archives
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.1/2 (1999. 1) ,p.91- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990100-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「相良家文書」の足利尊氏袖判文書

漆原徹

慶應義塾大学所蔵「相良家文書」には足利尊氏の袖花押を有する文書が三通残されている<sup>(1)</sup>。相田二郎氏によって袖加判奉書として分類されるこの型式の文書は、武家奉書としては源頼朝・北条義時・足利家時の鎌倉期の例

管領の発給手続きを明らかにして見たい。はじめにこれら三通A・C・Dと関連史料Bの写真版と釈文を示し、次いで青墨花押のある着到状Eと同日付の着到状Fを併せて掲示する。

が示され、室町幕府將軍家にはないと説明されて戦国期の北畠・赤松・毛利各氏の発給例を列挙する<sup>(2)</sup>。しかし南北朝においても足利尊氏袖花押を持つこの型式の文書は少数ながら存在し、写しを含めて鎮西管領一色範氏五通・奥州管領吉良貞家七通の計十二通ほどが確認され、うち三通の正文が「相良家文書」中に残されている。この三通は鎮西管領一色範氏御教書で範氏の花押も目下にある恩賞宛行状である。奉書型式のこの文書については、その発給手続きが重要な問題であると考えられるので、奥州管領吉良貞家発給文書との比較検討を行って、鎮西

A (花押)

肥後国球磨郡久米郷

西方下村内田地拾五町三毛兵庫助跡

地頭職事為勲功之賞所

宛行也早守先例可致沙汰

仍執達如件

觀應二年七月十八日沙弥 (花押)

相良孫次郎殿

B

肥後国球磨郡久米郷

西方下村内三池兵庫助跡田地五町

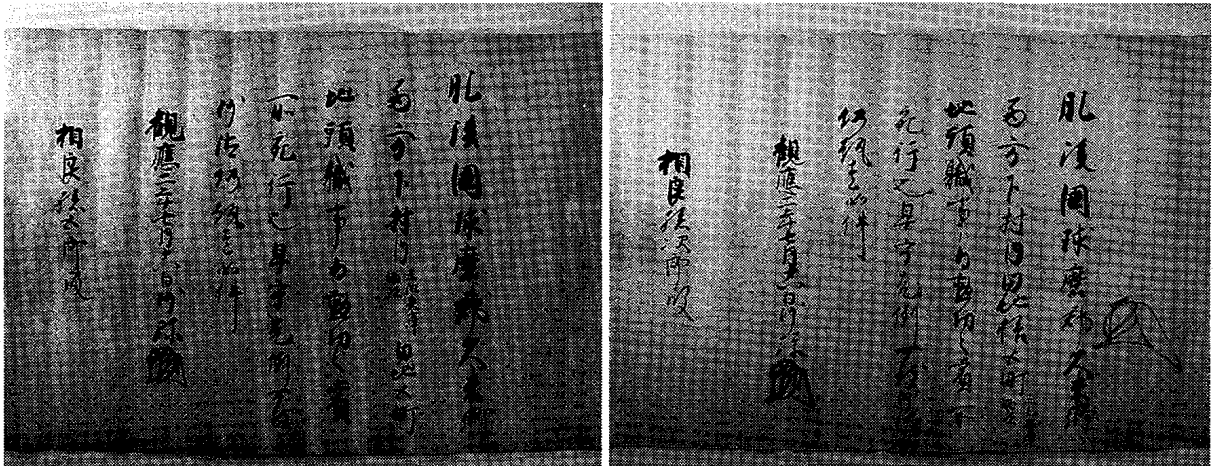
地頭職事為勲功之賞

所宛行也早守先例可致

沙汰仍執達如件

觀應二年七月十八日沙弥 (花押)

相良孫五郎殿



C (花押)

日向国三俣院南方内田地  
肆拾町地頭職事為勲功地不  
足并後日之忠所宛行也早守先例  
可致沙汰仍執達如件

文和四年四月五日沙弥 (花押)

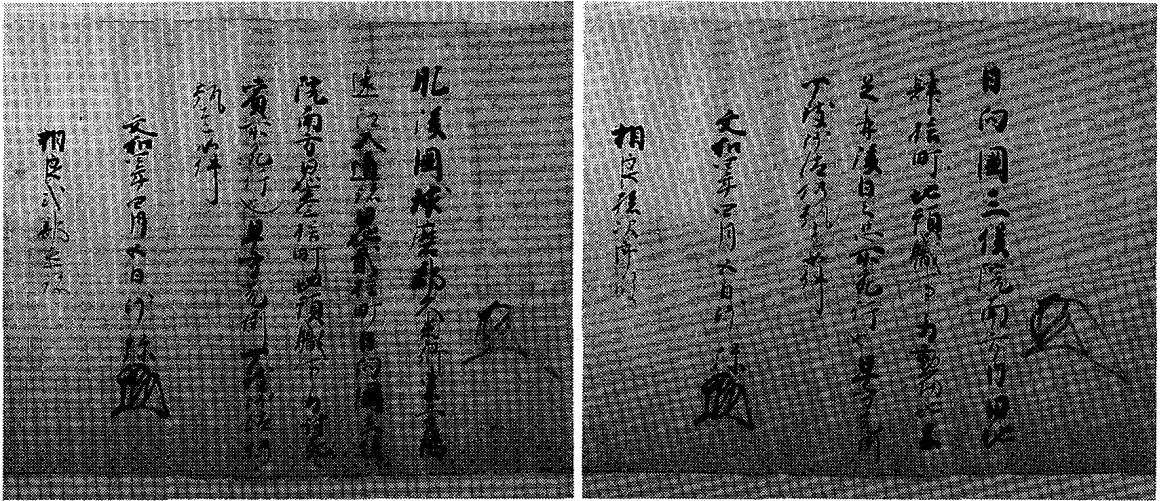
相良孫次郎殿

D (花押)

肥後国球磨郡久米郷東方橘  
遠江入道跡田地貳拾町日向国三俣  
院南方田地參拾町地頭職事為討死之  
賞所宛行也早守先例可致沙汰仍  
執達如件

文和四年四月五日沙弥 (花押)

相良式部丞跡



E

相良六郎三郎入道蓮道老  
躰之間依不合期乘馬候子息  
九郎祐長參上仕候以此旨可有御  
披露候恐惶謹言

元弘三年十月二十九日 藤原祐長 (裏花押)

進上 御奉行所

承了 (花押)

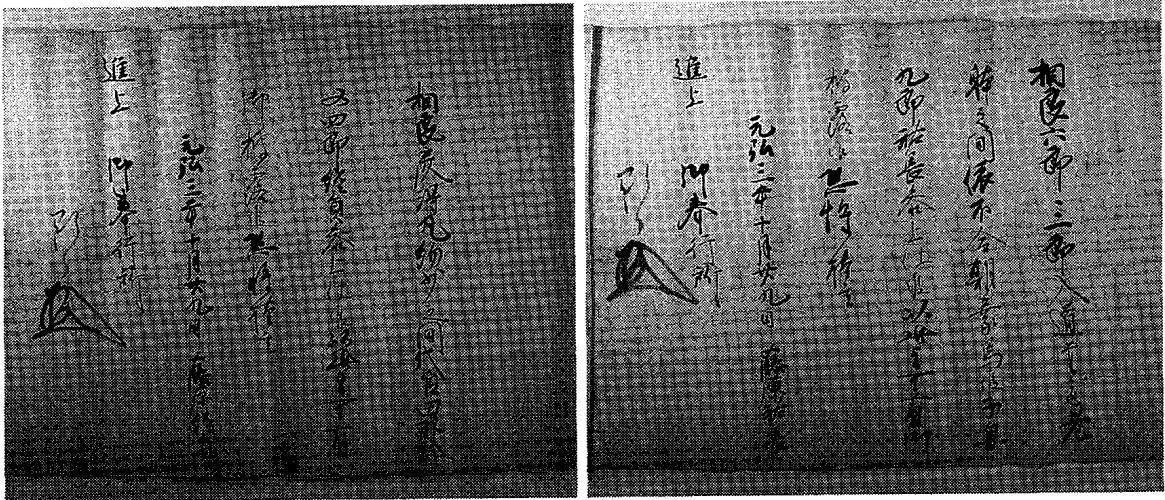
F

相良彦得丸幼少之間代官田那部  
又四郎経員參上仕候以此旨可有  
御披露候恐惶謹言

元弘三年十月二十九日 藤原経員 (裏花押)

進上 御奉行所

承了 (花押)



観應二年七月十八日、鎮西管領一色範氏は、相良孫次郎に勲功賞として肥後国球磨郡久米郷西方下村内三池兵庫助跡田地拾五町の地頭職を宛行う旨の文書Aを発給している。「相良家文書」に残されたこの文書には、日下には一色範氏自身の花押があるだけでなく、袖に足利尊氏の青墨の花押も施されている。さらに範氏は同日付で、同じ相良一族の孫五郎にも同地で五町を勲功賞として宛行ったことが同じく「相良家文書」に残された文書Bから知ることができる。ところがこの相良孫五郎に与えたBは袖に足利尊氏の花押をもたない。しかし範氏の日下署判がある上、本文の筆跡は孫次郎宛Aと同筆であり、また範氏花押の墨は本文の墨色と異なっていることなどから正文で、同じ右筆の作成した文書であることは疑いない。そこで同じ日付で相良孫次郎と孫五郎とに与えられた恩賞宛行状の一方にだけ足利尊氏の青墨の袖花押がある理由について検討する。

「相良家文書」には袖花押ではないが足利尊氏の青墨の花押がある文書がもう一通存在する。元弘三年十月二十九日の相良祐長着到状Eの証判である。同じく「相良家文書」の同日付の相良彦得丸代田那部経員着到状Fの尊氏の証判は青墨ではなく、先の割れた筆で証判した通

常の黒い墨による花押である。この二通のような同日付で相良一族の提出した同筆の着到状への証判の墨色が異なる事実注目してみたい。江戸時代に「相良家文書」が整理補修を加えられた際に文書の端裏に付けられた押紙によれば、相良祐長の着到状には、「長氏公 將軍家 尊氏公 十五内」とあり、もう一方の相良彦得丸代官着到状の端裏押紙には「將軍家 庶流六十内」となっている。相良祐長は着到状の文中文言にあるように老体の父長氏に代って着到した代官であるから押紙には「長氏公」と記されたものであろう。またこの両文書は現在の『大日本古文書』の史料番号では各々五九・六〇であるが、江戸期に行われた「相良家文書」の整理では、押紙の分類が各々「長氏公十五」と「庶流六十」となっていることから推定できるように、五九は「子」函、六〇の方は「午」函とに別けられて収蔵されてきたものである。庶子を網羅した中世の相良家の系図の完全な復元は困難で、相良家伝来の家譜・系譜類を含めて全面的に信頼できるものはないが、「相良家文書」伝来の形態と押紙の記載から、少なくとも江戸期においては相良祐長が惣領家で相良彦得丸代官が庶子家という区別認識を相良家自身もっていた事実は確認し得るであろう。この江

戸期の相良家の区別が、現在は失われた確かな史料に基づくものなのか、既に成立していた事実誤謬の混入する系譜・系図類によつたものなのかは判定しがたい。系譜や家譜の類いを除いて、「相良家文書」に残る同時期の着到状・軍忠状・申状・讓状のみから知り得る祐長は、惣領長氏法名蓮道の子で排行名九郎、縫殿允の官途を名乗る。そして蓮道の嫡子弥三郎頼広の弟であるが、元弘三年二度及び建武元年の計三度にわたり提出した着到状は、兄頼広と別個に提出しているのみならず、三通ともに父蓮道老体を理由として挙げておりその代官として着到した旨の文言がある。また祐長が南朝側の相良経頼に与同した暦應三年直後に、嫡孫定頼に与えられた蓮道讓状にも、義絶した祐長帰参の際にはかつて配分した半分は定頼の裁量で返却するよう命じているほどであり、嫡子頼広<sup>(7)</sup>在生中から惣領代官として相良惣領家の幕府への軍事的勤仕の中心的存在であった祐長は、惣領嫡子に準ずる地位にあつたものと見なされる。同日付の「相良家文書」に残る足利尊氏証判の着到状二通の一方のみが青墨でなされた理由は、青墨の相良祐長が惣領本人代官で且つ子息であり、他方彦得丸が頼広子息の一人であつたことは頼広讓状<sup>(8)</sup>から知り得るが、後世相良家で庶流とし

て扱われていることや、さらに別姓被官の代官着到であつたことによる相違と考えることが最も蓋然性が高い。そして相良彦得丸代官着到状Fにある足利尊氏花押部分には、料紙の折り目で墨が切れて飛ぶ箇所が観察できるので、尊氏へ提出するまでに料紙を折り畳んでいたことが推知される。すなわち足利尊氏は折り目のついた着到状を開いてから証判を施しているということである。この点から見れば、相良家の同じ右筆によつて作成された同筆着到状二通は、同日というより同時に提出されたものと推定されるが、記述作成後、尊氏に提出されて証判を得るまでに折り畳まれた状態で携行されていたことを伺い知ることのできる貴重な正文である。<sup>(9)</sup>

この着到状の例で先の尊氏袖花押文書を考えると、観應二年の二通A・Bの内、Aの名宛人相良孫次郎が実名定長<sup>(10)</sup>であり、定頼の弟ないし子息に擬せられる近親であることから、惣領家として足利尊氏青墨の袖判のある料紙を用いて恩賞給付が行なわれたものと推知される。他方の孫五郎の方は実名不明であるが、観應二年以後の作成と推定される相良定頼並一族所領注文<sup>(11)</sup>にその名を見出だせないことから、独立勤仕の庶子家の一人と見られる。従つて一色範氏が指揮下国人に恩賞給付を実施する際に、

足利尊氏袖花押を持つ貴重な料紙の使いわけがあったのではないかと推定される。料紙は九州発遣の際に与えられただけでなく、随時補給されていた可能性も想像されるが、当該期の京都との通交は困難であろうからいづれにせよ尊氏花押の料紙は貴重品である。同じく勲功賞の宛行状の発給でも、相良家惣領及びこれに準ずる対象への発給には、足利尊氏袖花押を持つ料紙を用いて恩給し、庶子家への発給にはこれを使用しなかったものではあるまいか。観應年間においては、「相良家文書」に残された足利尊氏袖花押を持つ鎮西管領一色範氏の発給文書と同様の型式を持つ文書は、奥州管領吉良貞家にも発給例を認めることができる<sup>12)</sup>。次に示すように、奥州管領吉良貞家が発給した安堵と宛行の文書である。

- 1 観應二年十二月二十三日 吉良貞家安堵書下
- 2 観應三年五月十五日 吉良貞家恩賞宛行御教書
- 3 観應三年七月二十三日 吉良貞家安堵御教書写
- 4 観應三年八月三日 吉良貞家安堵御教書
- 5 観應三年十月一日 吉良貞家恩賞宛行御教書
- 6 観應三年十月七日 吉良貞家恩賞宛行御教書写
- 7 観應三年十一月三日 吉良貞家恩賞宛行御教書

奥州管領吉良貞家発給のこれらの文書の形状は、袖に足利尊氏花押を有しており、日下には管領の花押があつて文書型式としては「相良家文書」に残る三通と全く選ぶ所がない。鎮西管領とほぼ同じ権限を有する奥州管領もまた同じ時期に足利尊氏袖花押奉書による指揮下国人への恩賞給付や安堵を実施していたのである。この同型式の奥州管領の文書発給手続きについては、観應三年十月一日和賀鬼柳義綱宛の尊氏袖花押吉良貞家御教書に、これに関する貞家挙状が翌二日付で同じく「鬼柳文書」に残されていることから、次のように行われたと考えられる。まず吉良貞家が宛行状と挙状をほぼ同時に作成して署判発給し、この二通を受給者本人が持参して鎌倉の執事仁木頼章に提出する。最後に足利尊氏が袖判を加え

- |           |          |
|-----------|----------|
| 塩竈社祠官恒高   | 塩竈神社文書   |
| 岩城国魂新兵衛   | 大国魂神社文書  |
| 石河蒲田左近藏人  | 秋田藩採集文書  |
| 石川板橋掃部介高光 | 川辺八幡神社文書 |
| 和賀鬼柳兵庫助   | 鬼柳文書     |
| 和賀薩摩守義基   | 鬼柳文書     |
| 山名下野守     | 榊原文書     |



て受給者に返付する手続きであったと推定される。<sup>(13)</sup>

そこで次に鎮西管領発給の「相良家文書」の袖花押御教書の発給手続きについて考えてみたい。「相良家文書」には袖花押を持つ宛行状に対応する一色範氏の挙状は残存せず、軍勢催促状と感状などが認められるのみであるから、発給手続きを直接的に示す挙状などの関連文書の日付からその尊氏袖花押文書の作成手続きを推定することはできない。そこで「相良家文書」の袖花押文書そのものの形状から発給手続きを検討してみよう。

「相良家文書」には袖に足利尊氏の青墨花押を持つ文書が、はじめに紹介したようにA以外にも二通残されている。この文和四年四月五日の日付を持つ相良孫次郎と相良式部丞跡とに宛てた文書C・Dは、やはり日下に一色範氏の花押もあつて、双方とも恩賞給付の宛行状である。式部丞跡に宛てた文書Dは、肥後国久米郡東方橘遠江入道跡田地二十町及び日向国三俣院南方田地三十町の地頭職を討死の賞として宛行うものであり、孫次郎宛て文書Cは日向国三俣院南方で同じく田地四十町地頭職を勲功賞として給付するものである。これらの鎮西管領一色範氏が相良一族に恩賞地を給付した「相良家文書」の四通A・B・C・Dはいずれも本文の筆跡が同じで、日

下の範氏花押も本文の文字とそれぞれ墨色が異なることなどからいずれも正文と認められるものである。料紙は足利尊氏の青墨の袖花押を持つ観應二年の相良孫次郎宛てのAと、文和四年の二通C・Dの三通は全く同質の料紙であり大きさもタテは全く一致し、ヨコはAのみ若干長い程度である。<sup>(14)</sup> またこの尊氏袖花押は、三通いずれも料紙の袖中央より下の同位置にあつて青墨が用いられている。一方観應二年のAと同日に発給された尊氏袖花押のない相良孫五郎宛ての文書Bは、袖花押のあるA・C・D三通に比べるとタテ・ヨコともに小さい上に、料紙の質そのものが異なりずっと厚さも薄いものを使用している。以上の諸点から、知り得る文書作成と発給の手続きは以下のようになつていたと判断できる。

まず文書の筆跡は四通とも同じで範氏の右筆によつて書かれていること。次に尊氏袖花押は予め料紙に施された後に範氏に与えられていたものであること。従つて將軍尊氏の青墨の袖花押が予め施された料紙を用いて、鎮西管領一色範氏が自らの花押も日下に署判して発給したのがA・C・D三通の文書で、一通だけ料紙の異なる観應二年相良孫五郎宛Bのみは、範氏が独自に用いた料紙による恩賞給付の文書であることが判明する。もし一色

範氏発給後に受給者の相良孫次郎と同式部丞跡代官が京都へ持参した結果、尊氏が袖に加判したとすれば、尊氏袖花押を持たない文書のみが料紙の質と大きさが異なるはずはない。同日付で同じ右筆によって相良一族に発給した範氏とその右筆はA・B同じ料紙を使用したはずであり、将来の尊氏加判の有無を想定して結果的に加判を受けなかったBのみ異なる料紙を使用して宛行状を作成したとは考えられない。従って足利尊氏の袖花押は、予め料紙に施されていたものであつて、一色範氏署判発給の後に京都へ持参して加判されたものではないと判断し得る。

鎮西管領一色範氏の「相良家文書」の正文三通で明らかにできるような、あらかじめ足利尊氏袖花押を持つ料紙を与えられた諸将が任地において安堵・宛行文書に用いる発給手続は他に実例が存在しないので確認できない。しかし『梅松論』には建武三年初頭に溯って地方発遣の大將に足利尊氏が花押を施した料紙を与えて行賞権限を分与したことが述べられている。建武三年二月足利尊氏が初度の京都攻防戦で敗北して九州へ落去するに際して、播磨室津で行われた諸国大將発遣の軍議で、尊氏は足利一門諸將に国人招致に必要な行賞権を委任した。このと

き行賞権の具体的行使に使用するため、尊氏自身の花押を施した料紙を与えたといわれる。この間の状況は、『梅松論』<sup>15</sup>古写本の一本に「御判帑数百枚給、是ハ勲功ノ軽重ニ依テ宛行ナハルヘキ御下文ノ為也」と記されている。この記事は文脈としては細川一族の四国派遣に際して与えられた行賞権限という記述であるが、この時期の尊氏の行賞権限の委任が細川一族のみ付与されたのではないことは、同じく足利一門である石塔義房・桃井義盛・石橋和義等の発給した文書<sup>16</sup>を見出だすことができることから明らかである。

ただしこの時期に足利一門諸將の発給した行賞権限行使の事例を通覧すると書止などの様式は様々であるが、尊氏袖花押を有する文書は一通も見出だすことができない。ところがこの『梅松論』の伝える細川一族に与えられた「御判帑」とは、行賞権限の委任と將軍より賜つたという同書の説明からも、尊氏花押を有する料紙であつたと解釈するのが自然である。しかし実際の細川一門の発給した文書もまた全て細川和氏・顕氏の連署奉書であつて、尊氏花押が施されている例は管見に入らない。この事実を推定すると、これを記載する『梅松論』古写本の親本は、後年の観應・文和年間に見られる足利尊氏

袖花押奉書の実例を聞知した人物が作成したものかもしれない。<sup>(17)</sup>

以上の検討の結果、「相良家文書」に残る三通の足利尊氏袖花押を持つ鎮西管領一色範氏恩賞宛行御教書と、奥州管領吉良貞家発給の同じく尊氏袖花押文書は、形態はおなじくするものの、発給手続きの異なる文書であることが明らかとなった。すなわち鎮西管領発給文書と奥州管領発給文書は同じく国人への恩賞宛行に用いられていたとはいえ、尊氏袖花押が文書作成上のどの段階で施されたかという発給手続きは全くことなるのである。

また発給状況についても若干言及を要する。「相良家文書」の例では、袖花押を持つ相良孫次郎宛Aと、袖花押がなく一色範氏日下の花押しかない相良孫五郎宛恩賞宛行状Bが観應二年七月十八日の同日付で発給されている。これに対して吉良貞家の足利尊氏袖加判文書の発給状況は、観應二年十二月二十三日のものを初見として、翌観應三年十一月三日までの一年たらずに集中している。この間国人層掌握とは無関係の寺別当職の安堵状一通の<sup>(18)</sup>みを例外として、残存する貞家発給の安堵状・宛行状は前出七通全てが尊氏袖加判文書である。この発給状況については、観應擾乱で当初直義派であった貞家が、幕府

へ帰順した政治状況の反映であると指摘されている。<sup>(19)</sup>一方範氏の尊氏袖花押奉書の発給については、彼は一貫して尊氏党の部将であったから貞家とは同一の事由ではない。尊氏袖花押奉書を観應二年から用い始めたのは観應擾乱との関連で推定すれば、一色範氏の幕府への依存性の強さを反映すると同時に、尊氏側からは自立性の強い九州での守護大将級諸将<sup>(20)</sup>への統制強化と国人層への権威の直接的な徹底などの効果を意図したものと思われる。従って奥州管領吉良貞家が奥州南朝軍を宇津峯へ逼塞させ、この軍事活動の成功による自信の回復から、観應三年十一月三日を下限として尊氏袖加判奉書を用いなくなるのとは異なり、鎮西管領一色範氏は文和四年に至ってもなお尊氏袖花押奉書を発給する相違となっているものと見られる。九州においては「相良家文書」に残る三通以外に、観應三年四月二十五日島津資久宛（「島津家文書」、文和三年十一月二十四日麻生筑前守宛（「麻生古証文古書類写」）の二通を加えて合計五通を範氏発給の尊氏袖判文書として見出だすことができる。しかし島津資久宛と麻生筑前守宛の二通は残念ながら写しであるので、正文の料紙の大きさや足利尊氏の袖花押の位置や青墨かどうかなどの形状を知ることができないが、「相良

家文書」に残存する正文三通の観應二年から文和四年の間という発給年月日と、文言などからみてその正文の発給事実を疑う理由はないと判断される。「相良家文書」の正文三通は形状が全く一致することから、この島津資久宛と麻生筑前守宛の写二通も、今は失なわれたその正文は「相良家文書」と同じ形状であったものと推知される。この意味でも慶應義塾大学所蔵「相良家文書」の足利尊氏袖花押を持つ一色範氏発給文書の三通は、鎮西管領のこの型式の発給例の正文としては他に例を見出だすことができなから、奥州管領発給の尊氏袖加判奉書との発給手続きの比較を可能にし、その相違を明らかにし得た貴重な遺例であると評価されよう。

### 註

- (1) 『大日本古文書』の『相良家文書』では、(140)・(155)・(156)号文書  
以下註の( )内番号は、『大日本古文書』の『相良家文書』の史料番号。
- (2) 相田二郎『日本の古文書』下 第三部書札様文書 第二書札様文書 第二式袖加判奉書 ほ武家奉書 岩波書店 一九五四年
- (3) 青墨は古文書学上での研究はなされておらず、墨色についてすらすらに伊木壽一氏がその著『古文書学』(慶

「相良家文書」の足利尊氏袖判文書

応通信 一九五四年) 第四章古文書の基礎的研究の第八項書風附墨色の項で、研究の必要性に触れられているだけである。一般には通常の黒色の墨よりも薄く青味がかつて見え、高級で身分の高い人物が用いることがあるといわれている。「相良家文書」においては使用の実例を何通か確認することができる。一例を挙げれば、鎌倉期の正應五年十二月一日付相良六郎入道跡宛関東御教書の(30)に見られ、連署大仏宜時日下の署判が黒色の通常の墨色であり、これに比較すると奥署判の執権北条貞時のそれが青墨である事が明らかである。この場合では上位者が青墨を用いる典型例である。「相良家文書」における青墨使用文書については別稿(『山脇学園短期大学紀要』36号)で紹介する予定である。

(4) 慶應義塾大学所蔵「相良家文書」は、江戸時代に整理補修が加えられ虫損などの破損の全くないものも含めてほとんどの文書に楮紙か雁皮紙で裏打が施されている。この時に本紙端裏に当たる位置に押紙が付されたものとみられ、なかには折封にも本紙と同じく裏打紙を施し押紙を付すものも認められる。

(5) 「相良家文書」中の相良祐長の関係文書は以下の通り、延慶四年二月二十五日相良蓮道置文(39)、元弘三年六月十四日相良朝氏・祐長連署着到状(55)、同十月二十九日相良祐長着到状(59)、建武元年七月二十八日相良祐長着到状(70)、建武五年七月六日相良蓮道讓状(79)、暦應三年卯月二十五日相良蓮道讓状(87)、同六月二十四日一色範氏軍勢催促状(90)、同八月二十八日税所宗圓軍忠状

(99)、同九月二十日筑後経尚奉書二通(100)(101)、同九月二十八日相良定長軍忠状(102)、同九月日付相良景宗軍忠状(103)、同十一月十日少貳頼尚奉書二通(104・105)、興国二年壬四月二十八日相良祐長軍忠状(108)、興国四年三月十二日相良祐長置文(114)、康永四年十一月日付税所宗圓申状案(120)、

(6) 曆應二年卯月二十五日相良蓮道讓状(87)では、祐長婦参の際にはかつて建武五年七月六日蓮道讓状(79)で祐長に配分した所領の半分を返却するように指示している。

(7) 相良頼広は建武元年七月二十八日着到状二通(68)(69)の提出を最後として以後の文書徴証を欠き、代つて翌建武三年二月四日足利尊氏軍勢催促状案(72)の名宛人が頼広の嫡子「相良兵庫允」すなわち新三郎定頼となつてゐることから建武二年末までには頼広は病没したものと推定される。

(8) 正慶二年後二月二十六日相良頼広讓状(52)では、子息新三郎定頼不測の事態に備えて、定頼の子である孫鶴丸、彦得丸に人吉庄南方経徳名以下を譲与しているが、文和二年三月十六日定頼讓状(145)では「いやす丸」が次男ではあるが器量仁との理由で嫡子として本領新恩以下の譲与を受けている。

(9) 「相良家文書」の多くは江戸期に補修が加えられており、その時裏打紙を施す工程によつて、原本本来の当時の折目などは消滅したものが多く現在の折目はその後のものである。墨影の位置などによつて折目のずれは推

定できるが、本文書のように現在の折目で墨がとんでいゝて当時の折目の通りになつてゐるものも存在する。また三通の尊氏袖花押部分には墨のとぶ箇所は全く確認できず、尊氏が袖花押を与えた時点で料紙に折目はなかつたものであることは疑いない。

(10) 相良定長は、建武三年九月十日一色範氏軍勢催促状(74)の名宛人となつてゐるのを初見として、幕命を示達する同五年六月二十四日の少貳頼尚奉書(67)の名宛人も孫次郎定長となつてゐて、同人は以後幕府・鎮西管領からの相良惣領家の軍勢催促の対象者となつてゐる事実が確認される。また畠山直顕に替えて幕府が派遣した一色範親が裏を封じた文和四年十一月廿二日の定長宛諸証文案(162)には十六通にもわたる恩賞宛行状、感状、軍勢催促状の目録が列挙されており、彼が定頼とならぶ相良惣領家の軍事的勤仕の中心的人物であつたことが明らかである。

(11) 相良定頼並一族等所領注文(161)は作成年次を欠いてゐるが、記載される所領や人物から推考して文和年間の作成と判断されている。この中で相良孫次郎定長の所領は、惣領定頼分、今は出家と注記する六郎分について三番目に記載されており一族内での序列が惣領に準ずる位置にあつたことを推定しうる。一方別姓同族や討死分の記載部分にも孫五郎の名は見出だせない。

(12) 小川信氏「尊氏袖加判文書の出現と消滅」『足利一門守護発展史の研究』第二編第四章奥州管領吉良貞家の動向第二節所収。ここで小川信氏は発給者吉良貞家の「将

軍権力への接近と施行の実態」という第二節の主眼からこの袖加判文書の消長について述べておられるが、発給は現地の奥州管領が行い受給者たる奥州国人層がその文書を足利尊氏のもとへ持参して後に袖加判を受けたとされている。

(13) 観應三年正月月上旬以来、当時の執事仁木頼章も随伴して尊氏は鎌倉に滞留していた。

(14) 「相良家文書」の寸法については文化庁で計測したものがあつて、一応その数値を参考に示す。A タテ31・8×ヨコ51・3 (cm) B タテ30・3×ヨコ39・0 (cm) C タテ31・7×ヨコ43・7 (cm) D タテ31・7×ヨコ43・6 (cm) しかし当時どのような方法で計測したのかは不明であるが、現在計測するとその数値が異なるものが多い。理由としては「相良家文書」にある補修の裏打紙によってかなり強い弾力性が料紙に与えられているので、どの程度文書に負荷を加えて延ばした状態で計測したかどうかによると推定される。一定の湿度のもとで底部に数値が目盛りが刻まれたガラス板を上から完全に乗せ、料紙を完全な平面に展開して計測する方法をとらない限り正確な数値計測は期待できない。問題の「相良家文書」三通の文化庁計測数値はAがB・Cよりヨコに長い数字となつてはいるが、数回計測してもこのような差はなかった。

(15) 寛正本「梅松論」

(16) 建武三年二月十一日石塔義慶(義房)奉書一通「熊野速玉神社文書」、細川和氏・顕氏連署奉書四通 三年二月十五日二通「下総染谷文書」・「讚岐秋山家文書」、同四月

「相良家文書」の足利尊氏袖判文書

十五日「後鑑所収豫州松山舊記」、同五月十五日「阿波菅生文書」、同三月八日桃井義盛預状五通「吉川家文書」・「毛利家文書」・「熊谷家文書」・「内藤家文書」。以上のほかに同年四月十一日石橋和義寄進状(「安養寺文書」)があげられるが、この寄進状を加えるのは同年六月の同寺衆徒申状(「安養寺文書」)から奇瑞出現の恩賞として給付した事情を推知できるからである。

(17) 『梅松論』写本については、小川信氏「『梅松論』諸本の研究」(『日本史籍論集』下巻所収、吉川弘文館、一九六九年)参照

(18) 観應三年十月二十四日 吉良貞家安堵状 「法用寺文書」

(19) 前註12前掲書

(20) 拙著『中世軍忠状とその世界』第二部第三章「足利一門関係文書」参照。九州三守護家は、文書の発給状況から足利一門守護・大将に準ずる権限が認めらる。

(21) 観應三年十一月三日付尊氏袖加判奉書を最後として、吉良貞家の書下型式の所領安堵状が発給されるようになる。前註(12)前掲書。